

富津市人材バンク「まちの先生」登録制度実施要綱

平成13年9月1日告示第96号

(目的)

第1条 この要綱は、市民の多様化する生涯学習への要求に応えるために、様々な分野で活躍している人々や、優れた知識や技術を有している人々をボランティアとして、富津市人材バンク「まちの先生」に登録をしてもらい、指導（支援）者として市民の生涯学習活動を援助してもらうことにより、その成果をまちづくりへ活かすことを目的とする。

(登録)

第2条 登録者については下記のとおりとする。

- (1)登録者は、本制度の目的を理解し、生涯学習推進のための知識や技術を市民に提供する意思のある者とする。
- (2)登録者は、営利・政治・宗教活動を目的とした活動をしてはならない。
- (3)登録期間は5年間とし、引き続き希望する場合は継続とする。

(登録申請)

第3条 富津市人材バンク「まちの先生」に登録を希望する場合は、教育委員会教育部生涯学習課並びに公民館・市民会館・天羽行政センター・学校等の関係機関の窓口に常備してある、富津市人材バンク「まちの先生」登録申請書（別紙様式1）に必要事項を記入のうえ、教育委員会教育部生涯学習課に提出するものとする。

なお、登録が完了した者に対しては、登録通知書（別紙様式2）を交付するものとする。

(登録事項の変更)

第4条 登録者は、登録事項に変更が生じた場合には、速やかに教育委員会教育部生涯学習課に連絡するものとする。

(登録の取消)

第5条 登録者が活動を継続できない理由が生じた場合や、本制度の目的に反する行為をしたとき、又は指導(支援)者として適格性を欠くと認められたときは、登録を取り消すことができる。

(登録者の活用)

第6条 登録者の活用は、教育委員会教育部生涯学習課並びに公民館・市民会館・天羽行政センター・学校等の関係機関の窓口に設置されている、富津市人材バンク「まちの先生」登録一覧表により、依頼者が登録者と直接交渉を行い活用することとする。

- (1)登録者の活用をする場合、依頼者は実施の20日前までに富津市人材バンク「まちの先生」利用計画書（別紙様式3）を、又終了後10日以内に富津市人材バンク「まちの先生」利用報告書（別紙様式4）を教育委員会教育部生涯学習課に提出することとする。
- (2)営利・政治・宗教活動を目的とした依頼は行わない。

(事故時の補償)

第7条 登録者が、当該事業に起因して傷害を被った場合、他人にケガをさせてしまった場合又は他人の物を壊してしまった場合は、加入保険の限度内で補償をするものとする。ただし、自動車による事故は登録者自身のケガのみを対象とする。

(登録制度の所管)

第8条 富津市人材バンク「まちの先生」登録制度は、教育委員会教育部生涯学習課が所管する。

この告示は、平成13年9月1日から施行する。